

6 総合技術監理の3つのエッセンス

これまで1から5（文部科学省発表キーワード集原文）をもとに、要点解説をしました。キーワード集原文を確認後、必ず要点解説をもとに総合技術監理とは何かを身につけましょう。

さらに要点解説を圧縮したエッセンスを総合技術監理3つのエッセンスとして、挙げました。この3つのエッセンスを外すと、総合技術監理部門の記述解答の評価は得られにくくなります。十分時間を取って、消化してください。

- (1) 公益確保に対する強い認識
- (2) リスクマネジメントの周知
- (3) トレードオフマネジメントをもとにした課題解決

順に解説していきます。

(1) 公益確保に対する強い認識

みなさんは技術士倫理綱領を覚えていますか。最新版は、平成23年3月17日、日本技術士会理事会で変更承認されています。以下に示す技術士法とともに確認しておきましょう。

技術士倫理綱領の冒頭に

（公衆の利益の優先）

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

とあります。これが公益確保を示します。この公益確保の観点があるからこそ、技術士、特に総監技術士に対しては一層「高い倫理観」が要求されるのです

（**4** 要点解説参照）。みなさんの基本技術の扱い方が、本当に公益確保に根差しているのかを熟慮することになります。

総合技術監理部門に合格し登録するとは、みなさんの判断やこれの基づく行動が公益確保の視点で肯定的に評価されたことを示します。公益確保の観点以外に他の項目も重要ですから、必ず再確認しておきましょう。

技術士倫理綱領

IPEJ 02-1 2011

技術士倫理綱領

昭和 36 年 3 月 14 日理事会制定

平成 11 年 3 月 9 日理事会変更承認

平成 23 年 3 月 17 日理事会変更承認

【前文】

技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。

【基本綱領】

(公衆の利益の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

(持続可能性の確保)

2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。

(有能性の重視)

3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。

(真実性の確保)

4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。

(公正かつ誠実な履行)

5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。

(秘密の保持)

6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。

(信用の保持)

7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。

(相互の協力)

8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。

(法規の遵守等)

9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。

(継続研鑽)

10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。

また、技術士倫理綱領と深く関連する技術士法内の「技術士の権利と義務」を示します。技術士倫理綱領とともに再確認してください。

技術士の権利と義務（技術士法）

第44条（信用失墜行為の禁止）

技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第45条（技術士等の秘密保持義務）

技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなった後においても、同様とする。

第45条の2（技術士等の公益確保の責務）

技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

第46条（技術士の名称表示の場合の義務）

技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

第47条の2（技術士の資質向上の責務）

技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

秘密保持義務には刑事罰も規定されている。

第59条（秘密保持義務に違反した場合の罰則）

第45条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条第2項（親告罪）

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。